



NEW HOME
最大60万円
補助
NEW LIFE

新婚のご夫婦を応援します！



婚姻の希望をかなえる後押しをするため、住居の費用（家賃、住宅取得、引越し等）を支援します。

補助額 夫婦ともに29歳以下：上限 **60万円** 夫婦ともに39歳以下：上限 **30万円**

対象要件
次の①～⑨を全て満たす世帯
① **令和8(2026)年1月1日～令和9(2027)年2月28日**に**婚姻**
② 夫婦ともに **39歳以下**（婚姻日時点。年齢は誕生日の前日に加算。）
③ 柏崎市内に住所をおいている 奨学金返済額を、合計所得から控除可
④ 夫婦の年間合計所得が、**500万円未満**（年収約700万円相当）
⑤ 補助金交付後 **2年以上**、継続して柏崎市内に居住する意思がある
⑥ 同一の対象経費に、他の公的な支援を受けていない
⑦ 過去にこの補助金を受けたことがない
⑧ 市税の滞納がない
⑨ 共家事・子育て講座等を、実績報告までに受講する
（右のQRのWEB動画視聴でも可）



留意点
① 予算に達し次第、受付を終了します。また、世帯の事情によって、必要書類の準備に時間を要する場合があります。
まずは早めにご相談ください。
② **以下の方は**、申請方法等が異なります。
詳細を説明しますので、事前にご相談ください。
 対象要件①の期間内に婚姻する方で、令和9(2027)年4月1日以降に対象経費を支払う方
 令和9(2027)年3月以降に婚姻する方
③ 詳細は、市ホームページや裏面のQ & Aをご覧ください。

対象経費
令和8(2026)年4月1日～令和9(2027)年2月28日に**支払った**以下の費用
勤務先から住宅手当が支給されている場合は、その額を引きます
① 住居の賃料と共益費（いずれも3か月分まで）、敷金、礼金、仲介手数料
② 新居の購入費・工事請負費（土地代、住宅ローン手数料は対象外）
③ リフォーム費用（倉庫・車庫・外構工事や家電購入は対象外）
④ 引越し業者や運送業者に支払った引越し費用（不用品処分は対象外）

申請の流れ
① 事前相談 4月15日～ **令和9(2027)年2月19日**まで
② 必要書類の準備
③ 申請書提出 7月1日～ **令和9(2027)年2月26日**まで
（④交付決定）
⑤ 実績報告 **令和9(2027)年2月26日**まで
（⑥補助金振込）

※ 婚姻日や対象経費支払日が、2月27～28日の場合は、事前にご相談ください

申請・問合せ先 窓口での相談・申請手続は、**電話にてご予約ください**
柏崎市 子育て支援課 ☎ **0257-47-7075**（月～金 8:30～17:00）
（栄町18番26号（元気館2階）） mail: k-st@city.kashiwazaki.lg.jp

窓口受付時間
（7月1日以降）
9:00～16:00
16時以降の受付は、
電話予約にて応相談



▲制度詳細

柏崎市結婚新生活支援補助金 よくある問い合わせ

【注意】国の通知や制度改正等により、取扱いが変更になる場合があります。

Q1: 年齢は、どの時点のものですか？

婚姻日時点の年齢です。ただし、年齢は誕生日の前日に加算されるため、御留意ください（民法等の規定）。
例えば、今年度40歳になる方で、誕生日が8月1日の場合、8月1日や7月31日に婚姻すると婚姻日時点の年齢は40歳となります。

Q2: 所得は、どの年のものですか？

令和7(2025)年分の所得です。令和8(2026)年1月1日時点で、市外に住民票を置いていた方は、その自治体が発行する所得証明書が必要となります。

Q3: 所得とは、総収入と手取りのどちらでしょうか？

どちらでもありません。源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を御確認ください。なお、その金額から「奨学金の返済額」を引いた額とすることができます。

Q4: 婚姻前から住んでいたアパートは対象になりますか？

対象となります。ただし、賃料・共益費の対象期間は、次のとおりとなります。
① 婚姻の1年以内に、婚姻を機として同居した場合 (支払日が今年度の4月1日～2月28日のもののうち) ⇒ 全て対象
② 婚姻の1年以上前から夫婦の一方が住んでいたアパートに、婚姻を機にもう一方が入居する場合 ⇒ 同居開始後に支払った分のみ対象
③ ②と同様だが、同居開始が婚姻を機としたものでない場合 ⇒ 婚姻日以降に支払った分のみ対象

Q5: 婚姻前の住宅購入・リフォームは対象になりますか？

婚姻日から起算して1年以内に、婚姻を機として住宅取得・リフォーム実施したものに限り、対象となります。
(引渡し証明書、契約書等で日付を確認します。また、支払日が今年度の4月1日～2月28日のものに限ります。)

Q6: 婚姻日より前に行った引越し費用は対象になりますか？

婚姻日から起算して1年以内で、婚姻に伴う引越しの費用であれば、対象となります。(支払日は、Q5の回答と同じです。)

Q7: 令和9(2027)年1月にアパートに入居しました。対象経費の期間(2月末まで)の支払いは、家賃2か月分だけです。残りの1か月分はもらえないのでしょうか？

次年度に、継続補助として補助を受けられる場合があります。ただし、以下3点が前提となります。
「① 申請者が今年度の申請を行い、市の決定を受けること」「② 次年度の国・市の予算が成立すること(金額や制度詳細が変更になる場合があります)」「③ ①～②が実施・成立等された上で、申請者が次年度に改めて継続補助のための交付申請を行うこと」

Q8: 令和8(2026)年度に婚姻し、新居の完成・入居・支払が令和9(2027)年度となる場合どうなりますか？

令和8(2026)年度に「受給資格認定」の申請をすることで、次年度に補助金を受けられる場合があります。
ただし、前提はQ7の回答と同様です。この「受給資格認定」の詳細は、お問い合わせください。

Q9: アパートの駐車場代は対象になりますか？

対象になりません。住居費(賃借)で対象になるのは、賃料(家賃)、共益費、敷金、礼金、仲介手数料のみです。
入居時の清掃代・鍵交換代・更新手数料・火災保険料・家財保険料・設備購入費・契約一時金・保証金や、毎月の光熱水費・駐車場代などは、補助対象外です

Q10: 勤務先から住宅手当が支給される場合はどうなりますか？

賃料(家賃)から、その住宅手当を除いた額が補助対象となります。

Q11: U・Iターンの住まい関連の補助制度(市元気発信課の補助金制度)と、この補助金は併用できますか？

○賃貸住宅(U・Iターン促進住宅支援事業補助金:最大で連続24か月、令和7(2025)年度までの転入者)は、家賃の対象月を分けることで併用可能です。
(例)4～6月分家賃(及び敷金等)を「結婚新生活支援事業」で、7月分以降の家賃を「元気発信課の補助金」で申請
ただし、先に「元気発信課の補助金」を受けた(最大で連続24か月の補助を受け始めた)場合は、家賃分の補助は併用できません。
×住宅の取得(U・Iターン住宅取得補助金)は、住宅購入費を分けることができないため併用できません。

Q12: 申請に必要な書類は何ですか？

全員提出	<input type="checkbox"/> (第1号様式) 受給資格認定書兼交付申請書	
	<input type="checkbox"/> (第2号様式) 同意書兼誓約書	
	<input type="checkbox"/> 婚姻日が分かるもの	婚姻届受理証明書(婚姻届を提出した市町村窓口。柏崎市の場合は市民課で取得)、または戸籍謄本(本籍地の市町村で取得)
	<input type="checkbox"/> 補助対象経費や住宅手当の有無が分かるもの(写し)	必要書類は、市ホームページをご覧ください。
該当者が提出	<input type="checkbox"/> 返済額が確認できる書類(写し) ※所得と同じ年の分	貸与型奨学金を返済している方 (その額を控除しないと所得要件500万円を超える方)
	<input type="checkbox"/> 前住地の「令和7年分 所得証明書」	R8年1月1日時点で柏崎市に住民票がない方

Q13: 対象要件⑨でWEB講座を受講した場合、修了証等がありませんが大丈夫でしょうか？

実績報告の際、視聴日時等を記入していただきます。また、視聴した感想等をお聞きする場合がありますので、その際は御協力をお願いいたします。